【表紙】

【提出書類】	**有価証券届出書の訂正届出書**
【提出先】	**関東財務局長殿**
【提出日】	**平成24年6月28日**
【発行者名】	**イーストスプリング・インベストメンツ株式会社**
【代表者の役職氏名】	**代表取締役　龍　万成**
【本店の所在の場所】	**東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング**
【事務連絡者氏名】	**山本　亮子**
【電話番号】	**03-5224-3400**
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	**イーストスプリング・インド株式オープン**
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	**1兆円を上限とします。**
【縦覧に供する場所】	**該当事項はありません。**

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成23年12月27日付をもって提出した有価証券届出書（平成24年2月13日付けをもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項の一部に変更が生じましたので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

2【訂正の内容】

下線部____は訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

＜訂正前＞

（略）

③ 振替受益権について

（略）

ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度◆

ファンドの受益権は、社振法に基づく投資信託振替制度において取扱われ、受益権の発生、消滅、移転はコンピュータシステムにて管理されます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

＜訂正後＞

（略）

③ 振替受益権について

（略）

ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

＜訂正前＞

① ファンドの目的

当ファンドは、主としてインドの金融商品取引所に上場する株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

（略）

④ ファンドの特色

１．主としてインドの金融商品取引所に上場する株式に実質的に投資を行います。

・モーリシャス籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」（以下「インディア・エクイティ・オープン」ということがあります。）（米ドル建て）への投資を通じて、主としてインドの金融商品取引所に上場する株式に実質的に投資を行います。

＜「インディア・エクイティ・オープン」の特徴＞

１．インドの金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とし、中長期的なトータル・リターンの最大限の獲得を目指した運用を行います。投資対象とする株式のＡＤＲ（米国預託証書）やＧＤＲ（グローバル預託証書）に投資を行うこともあります。

（略）

＜「インディア・エクイティ・オープン」の運用プロセス＞

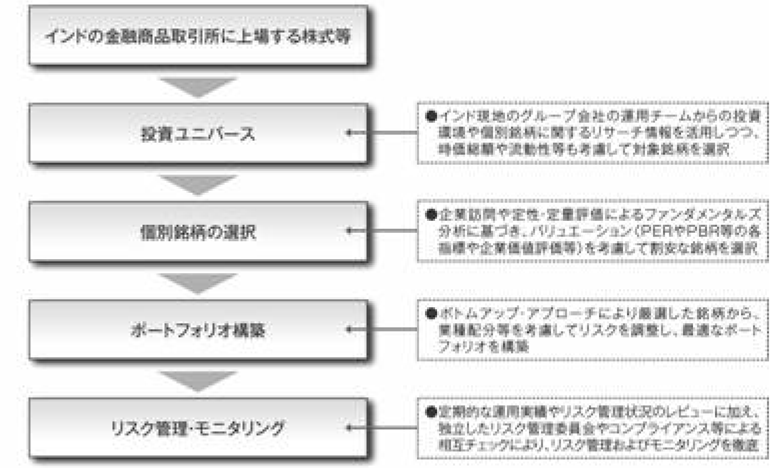

※ 上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

２．ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

（略）

※原則として「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」への投資比率を高位に保ちます。

※「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」は、2012年2月14日を目安として、旧ファンド名（ＰＣＡインディア・エクイティ・オープン）からの名称変更を予定し、関係当局に申請しています。

３．インド株式投資に関する当社グループの運用力を最大限活用します。

（略）

アジアにおけるネットワークおよびインド株式の運用体制

●当社グループは、アジアにおける13の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。

●イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドのアジア株式運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。

●当社グループはICICI銀行※と合弁で1998年に設立したインド最大級の運用会社を有しており、インドにおける資産運用事業に注力しています。

●運用戦略の分析や個別銘柄の選択に際しては、上記インド現地のグループ会社からのリサーチ情報等を最大限に活用します。

（2011年10月末現在）

※ICICI銀行は、総資産約4兆623億ルピー（約7兆5,519億円、1ルピー＝1.859円で換算）を有するインド第二の規模の民間銀行です（2011年3月末現在）。
出所：ICICI銀行 ホームページ

（略）

＜訂正後＞

① ファンドの目的

当ファンドは、主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

（略）

④ ファンドの特色

１．主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行います。

・モーリシャス籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」（以下「インディア・エクイティ・オープン」ということがあります。）（米ドル建て）への投資を通じて、主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行います。

＜「インディア・エクイティ・オープン」の特徴＞

１．インドの金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、中長期的なトータル・リターンの最大限の獲得を目指した運用を行います。投資対象とする株式のＡＤＲ（米国預託証書）やＧＤＲ（グローバル預託証書）に投資を行うこともあります。

（略）

＜「インディア・エクイティ・オープン」の運用プロセス＞

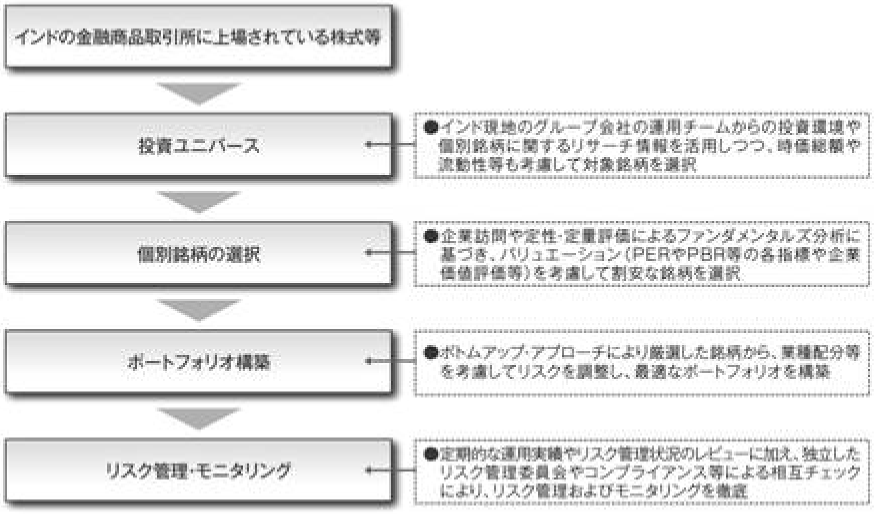

※ 上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

２．ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

（略）

※原則として「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」への投資比率を高位に保ちます。

３．インド株式投資に関するイーストスプリング・インベストメンツの属するグループの運用力を最大限活用します。

（略）

アジアにおけるネットワークおよびインド株式の運用体制

●イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドのアジア株式運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。

●イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける13の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。ICICI銀行※と合弁で1998年に設立したインド最大級の運用会社を有しており、インドにおける資産運用事業に注力しています。

●運用戦略の分析や個別銘柄の選択に際しては、上記インド現地のグループ会社からのリサーチ情報等を最大限に活用します。

※ICICI銀行は、総資産約4兆623億ルピー（約7兆5,519億円、1ルピー＝1.859円で換算）を有するインド第二の規模の民間銀行です（2011年3月末現在）。
出所：ICICI銀行 ホームページ

（2012年4月末現在）

（略）

(3)【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞

（略）

④ 委託会社の概況

ａ．資本金の額

平成23年10月末日現在　　649.5百万円

（略）

ｃ．大株主の状況（平成23年10月末日現在）

（略）

＜訂正後＞

（略）

④ 委託会社の概況

ａ．資本金の額

平成24年4月末日現在　　649.5百万円

（略）

ｃ．大株主の状況（平成24年4月末日現在）

（略）

２【投資方針】

(1)【投資方針】

＜訂正前＞

（略）

② 投資態度

ａ．主として外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」の米ドル建て投資証券およびわが国の証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）を主要投資対象とし、各ファンドに対する投資比率は概ね以下の通りとします。

１．「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」※

・・・・・・・・・原則90%以上

（略）

※「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」は、2012年2月14日を目安として、旧ファンド名（ＰＣＡインディア・エクイティ・オープン）からの名称変更を予定し、関係当局に申請しています。

ｂ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（略）

＜主要投資対象ファンドの概要＞

１．イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド

ファンド名	Eastspring Investments India Equity Open Limited （イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド）
（略）	
主な投資対象	インドの金融商品取引所に上場する株式
（略）	
ファンドの特徴	1．インドの金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とし、中長期的なトータル・リターンの最大限の獲得を目指した運用を行います。投資対象とする株式のＡＤＲ（米国預託証書）やＧＤＲ（グローバル預託証書）に投資を行うこともあります。 （略）
（略）	

２．イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	
（略）		
ファンドの特徴	（略）	
手数料等	申込手数料	ありません。
	信託報酬	年率0.21％（税抜0.20％）
	このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
（略）		

※１　S&P CNX Niftyとは、インドを代表する50の株式のパフォーマンスを表す指数です（平成23年10月末日現在）。

（略）

＜訂正後＞

（略）

② 投資態度

ａ．主として外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」の米ドル建て投資証券およびわが国の証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）を主要投資対象とし、各ファンドに対する投資比率は概ね以下の通りとします。

１．「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」

・・・・・・・・原則90％以上

（略）

ｂ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（略）

＜投資対象ファンドの概要＞

<table>
<tr><td>ファンド名</td><td>Eastspring Investments India Equity Open Limited
（イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>主な投資対象</td><td>インドの金融商品取引所に上場されている株式</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>ファンドの特徴</td><td>1．インドの金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、中長期的なトータル・リターンの最大限の獲得を目指した運用を行います。投資対象とする株式のＡＤＲ（米国預託証書）やＧＤＲ（グローバル預託証書）に投資を行うこともあります。
（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>ファンド名</td><td colspan="2">イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>ファンドの特徴</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>主な投資制限</td><td colspan="2">・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以下とします。
・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
・外貨建資産への投資には、制限を設けません。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">手数料等</td><td>申込手数料</td><td>ありません。</td></tr>
<tr><td>信託報酬</td><td>年率0.21%（税抜0.20%）</td></tr>
<tr><td colspan="2">このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>

※１　S&P CNX Niftyとは、インドを代表する50の株式のパフォーマンスを表す指数です（平成24年4月末日現在）。

（略）

(3)【運用体制】

＜訂正前＞

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

（略）

なお、当ファンドの運用体制は平成23年10月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

＜訂正後＞

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

（略）

なお、当ファンドの運用体制は平成24年4月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

3【投資リスク】

＜訂正前＞

(1) 基準価額の主な変動要因

（略）

５．カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の株式に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。

（略）

(2) その他の留意点

（略）

２．分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

（略）

(3) 投資リスクに対する管理体制

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

（略）

なお、投資リスクに対する管理体制は平成23年10月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

＜訂正後＞

(1) 基準価額の主な変動要因

（略）

５．カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

（略）

(2) その他の留意点

（略）

２．分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

（略）

(3) 投資リスクに対する管理体制

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

（略）

なお、投資リスクに対する管理体制は平成24年4月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

４【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

（略）

① 個人、法人別の課税の取扱いについて
1．個人の受益者に対する課税
a．収益分配金
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として10％（所得税7％、地方税3％）の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。
平成26年1月1日以降は、上記の税率は20％（所得税15％、地方税5％）となる予定です。
なお、配当控除の適用はありません。
b．一部解約金および償還金
一部解約時および償還時の差益（譲渡益）は、譲渡所得として10％（所得税7％、地方税3％）の税率による申告分離課税が適用されます。
源泉徴収選択口座を利用している場合は、10％（所得税7％、地方税3％）の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。
平成26年1月1日以降は、上記の税率は20％（所得税15％、地方税5％）となる予定です。

2．法人の受益者に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額について、7％（所得税7％、地方税の徴収はありません。）の税率で源泉徴収が行われます。
平成26年1月1日以降は、上記の税率は15％（所得税15％、地方税の徴収はありません。）となる予定です。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

② 個別元本について

（略）

3．受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 収益分配金の課税
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が収益分配金を受取る際、1．当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2．当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

※上記の内容は平成23年10月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になる場合があります。

（略）

＜訂正後＞

（略）

① 個人、法人別の課税の取扱いについて
1．個人の受益者に対する課税
a．収益分配金
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として10％（所得税7％、地方税3％）の税率※による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。
なお、配当控除の適用はありません。
b．一部解約金および償還金
一部解約時および償還時の差益（譲渡益）は、譲渡所得として10％（所得税7％、地方税3％）の税率※による申告分離課税が適用されます。
源泉徴収選択口座を利用している場合は、10％（所得税7％、地方税3％）の税率※によ

る源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。

※平成24年12月31日までの税率です。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は10.147％（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率の適用が終了となる平成26年1月1日以降は20.315％（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率となる予定です。

２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額について、7%（所得税7%、地方税の徴収はありません。）の税率※で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※平成24年12月31日までの税率です。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は7.147％（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、軽減税率の適用が終了となる平成26年1月1日以降は15.315％（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。

② 個別元本について

（略）

３．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、１．当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、２．当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記の内容は平成24年4月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になる場合があります。

（略）

5【運用状況】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

（1）【投資状況】

（平成24年４月27日現在）

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	1,337,689,805	1.69
投資証券	モーリシャス	76,512,819,985	96.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	1,131,090,705	1.43
合計（純資産総額）	―	78,981,600,495	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成24年４月27日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
日本	投資信託受益証券	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型Ⅰ(適格機関投資家向け)	1,261,257,595	1.0534	1,328,608,750	1.0606	1,337,689,805	1.69
モーリシャス	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド	40,399,201.198	1,893.35	76,489,859,906	1,893.91	76,512,819,985	96.87

種類別投資比率　（平成24年４月27日現在）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	1.69
投資証券	96.87
合計	98.57

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】(平成24年４月27日現在)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（平成24年４月27日現在）

資産の種類	買建/売建	通貨	数量（契約額）	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	米ドル	2,000,000.00	162,995,400	162,360,000	△0.21

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年４月27日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(平成17年 9月30日)	58,642	63,235	1.2766	1.3766
第2期	(平成18年10月 2日)	106,716	116,770	1.5923	1.7423
第3期	(平成19年10月 1日)	164,090	179,515	2.1277	2.3277
第4期	(平成20年 9月30日)	82,328	91,537	1.0728	1.1928
第5期	(平成21年 9月30日)	94,045	105,312	1.0851	1.2151
第6期	(平成22年 9月30日)	111,432	120,621	1.2126	1.3126
第7期	(平成23年 9月30日)	80,289	80,289	0.8192	0.8192
	平成23年 4月末日	113,651	―	1.1297	―
	平成23年 5月末日	105,179	―	1.0398	―
	平成23年 6月末日	104,460	―	1.0405	―
	平成23年 7月末日	100,131	―	1.0056	―
	平成23年 8月末日	84,085	―	0.8517	―
	平成23年 9月末日	80,289	―	0.8192	―
	平成23年10月末日	84,058	―	0.8795	―
	平成23年11月末日	71,062	―	0.7583	―
	平成23年12月末日	65,305	―	0.7075	―
	平成24年 1月末日	75,561	―	0.8301	―
	平成24年 2月末日	85,496	―	0.9338	―
	平成24年 3月末日	82,074	―	0.8919	―
	平成24年 4月末日	78,981	―	0.8615	―

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 （円）
第1期	自 平成16年 9月30日 至 平成17年 9月30日	0.1000
第2期	自 平成17年10月 1日 至 平成18年10月 2日	0.1500
第3期	自 平成18年10月 3日 至 平成19年10月 1日	0.2000
第4期	自 平成19年10月 2日 至 平成20年 9月30日	0.1200
第5期	自 平成20年10月 1日 至 平成21年 9月30日	0.1300
第6期	自 平成21年10月 1日 至 平成22年 9月30日	0.1000
第7期	自 平成22年10月 1日 至 平成23年 9月30日	0.0000
第8期 中間	自 平成23年10月 1日 至 平成24年 3月31日	―

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期	自 平成16年 9月30日 至 平成17年 9月30日	37.7
第2期	自 平成17年10月 1日 至 平成18年10月 2日	36.5
第3期	自 平成18年10月 3日 至 平成19年10月 1日	46.2
第4期	自 平成19年10月 2日 至 平成20年 9月30日	△43.9
第5期	自 平成20年10月 1日 至 平成21年 9月30日	13.3
第6期	自 平成21年10月 1日 至 平成22年 9月30日	21.0
第7期	自 平成22年10月 1日 至 平成23年 9月30日	△32.4
第8期 中間	自 平成23年10月 1日 至 平成24年 3月31日	8.9

（注）収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

＜参考情報＞

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。
※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。　2012年4月27日現在

■基準価額・純資産の推移　期間：設定日（2004年9月30日）～2012年4月27日

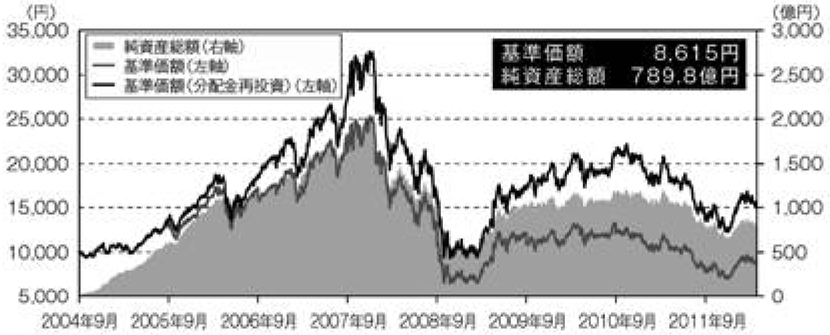

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※基準価額（分配金再投資）は、信託報酬控除後かつ課税前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

■分配の推移（1万口当たり・課税前）

決算期	分配金
2007年10月1日（第3期）	2,000円
2008年9月30日（第4期）	1,200円
2009年9月30日（第5期）	1,300円
2010年9月30日（第6期）	1,000円
2011年9月30日（第7期）	0円
設定来累計	8,000円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況

組入資産	比率（%）
イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド	96.87
イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	1.69
現金・その他	1.43

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。

●「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率（%）
株式（現物）	99.53
株式（デリバティブ）	0.00
現金・その他	0.47

組入上位10業種

	業種	比率（%）
1	金融	29.74
2	エネルギー	15.30
3	情報技術	14.13
4	一般消費財・サービス	11.61
5	ヘルスケア	8.88
6	生活必需品	6.75
7	資本財・サービス	5.38
8	素材	4.83
9	電気通信サービス	2.91
10	－	－

組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率（%）
1	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	8.32
2	ICICI BANK LTD	金融	7.71
3	INFOSYS	情報技術	7.07
4	ITC LTD	生活必需品	5.74
5	DR REDDY'S LABORATORIES LTD	ヘルスケア	5.54
6	TATA MOTORS	一般消費財・サービス	5.54
7	HDFC BANK LTD	金融	5.49
8	CAIRN INDIA LIMITED	エネルギー	4.01
9	HOUSING DEVT FIN CORP	金融	3.67
10	RANBAXY LABORATORIES LTD	ヘルスケア	3.34

●「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率（%）
債券	97.77
現金・その他	2.23

組入上位5銘柄

	銘柄	比率（%）
1	第257回利付国債（10年）	6.69
2	第254回利付国債（10年）	5.68
3	第280回利付国債（10年）	5.44
4	第300回利付国債（10年）	4.56
5	第41回利付国債（20年）	4.20

※比率は、各投資対象ファンドの純資産総額を100%として計算しています。
※「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」の組入上位10業種および組入上位10銘柄の比率には、個別銘柄のデリバティブ部分を加味した実質的な比率を記載しています。
※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じております（一部当社判断に基づく分類を採用）。なお、GICSに関しての知的所有権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。

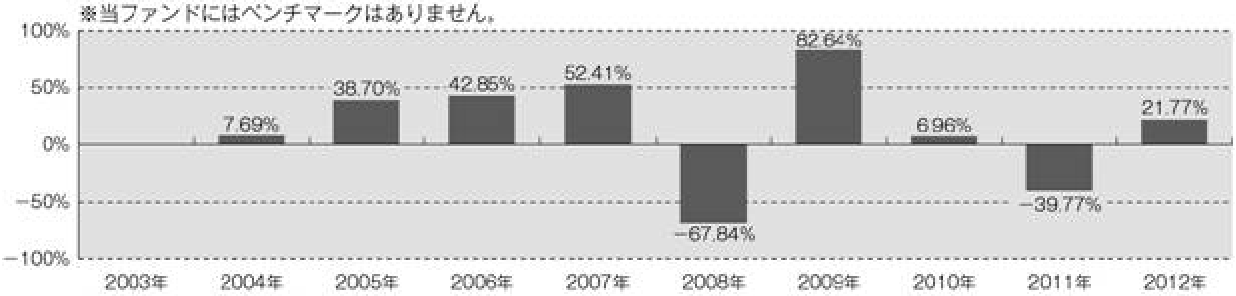

※年間収益率は、課税前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
※2004年は、設定日（2004年9月30日）から2004年12月末までの収益率です。
※2012年は、4月末までの収益率です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 平成16年 9月30日 至 平成17年 9月30日	56,473,958,016	10,538,715,026	45,935,242,990
第2期	自 平成17年10月 1日 至 平成18年10月 2日	55,707,222,288	34,621,487,403	67,020,977,875
第3期	自 平成18年10月 3日 至 平成19年10月 1日	44,354,420,147	34,252,797,318	77,122,600,704
第4期	自 平成19年10月 2日 至 平成20年 9月30日	26,756,741,799	27,138,374,990	76,740,967,513
第5期	自 平成20年10月 1日 至 平成21年 9月30日	21,390,068,117	11,459,542,280	86,671,493,350
第6期	自 平成21年10月 1日 至 平成22年 9月30日	24,674,088,503	19,451,878,198	91,893,703,655
第7期	自 平成22年10月 1日 至 平成23年 9月30日	27,615,170,974	21,502,206,486	98,006,668,143
第8期 中間	自 平成23年10月 1日 至 平成24年 3月31日	7,290,410,097	13,275,613,868	92,021,464,372

（注）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第２【管理及び運営】

３【資産管理等の概要】

(5)【その他】

＜訂正前＞

（略）

８．関係法人との契約の更改等に関する手続き

販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

＜訂正後＞

（略）

８．関係法人との契約の更改等に関する手続き

販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

９．信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

原届出書の第二部 ファンド情報 第３ ファンドの経理状況 １ 財務諸表につきましては、以下の内容が追加されます。

＜追加＞

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）の中間財務諸表については、あらた監査法人により中間監査を受けております。

（３）平成24年2月14日をもって、当ファンドの投資信託委託会社は、「ＰＣＡアセット・マネジメント株式会社」から「イーストスプリング・インベストメンツ株式会社」に商号を変更いたしました。

（４）平成24年2月14日をもって、当ファンドの名称を「ＰＣＡインド株式オープン」から「イーストスプリング・インド株式オープン」に変更いたしました。

中間財務諸表

イーストスプリング・インド株式オープン

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第８期中間計算期間末（平成24年３月31日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	1,208,941
コール・ローン	1,817,636,936
投資信託受益証券	1,333,275,403
投資証券	79,716,449,498
未収利息	2,489
流動資産合計	82,868,573,267
資産合計	82,868,573,267
負債の部	
流動負債	
未払解約金	299,698,273
未払受託者報酬	10,856,644
未払委託者報酬	482,517,292
その他未払費用	1,187,914
流動負債合計	794,260,123
負債合計	794,260,123
純資産の部	
元本等	
元本	92,021,464,372
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△9,947,151,228
（分配準備積立金）	4,254,698,160
元本等合計	82,074,313,144
純資産合計	82,074,313,144
負債純資産合計	82,868,573,267

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期中間計算期間 自　平成23年10月１日 至　平成24年３月31日
営業収益	
受取利息	434,262
有価証券売買等損益	1,622,838,577
為替差損益	5,233,307,057
営業収益合計	6,856,579,896
営業費用	
受託者報酬	10,856,644
委託者報酬	482,517,292
その他費用	1,241,932
営業費用合計	494,615,868
営業利益	6,361,964,028
経常利益	6,361,964,028
中間純利益	6,361,964,028
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	97,810,666
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△17,717,211,663
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,416,290,227
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,416,290,227
剰余金減少額又は欠損金増加額	910,383,154
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	910,383,154
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△9,947,151,228

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第8期中間計算期間 自 平成23年10月 1日 至 平成24年 3月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

（追加情報）

第８期中間計算期間の期首以後に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区　分	第8期中間計算期間末 (平成24年3月31日現在)
１．　元本の推移	
期首元本額	98,006,668,143 円
期中追加設定元本額	7,290,410,097 円
期中一部解約元本額	13,275,613,868 円
２．　中間計算期間末日における受益権の総数	92,021,464,372 口
３．　投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損　9,947,151,228 円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期中間計算期間 自 平成23年10月 1日 至 平成24年 3月31日
1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法 ①投資信託受益証券、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

区　分	第8期中間計算期間末 (平成24年3月31日現在)
１口当たりの純資産額 （１万口当たりの純資産額）	0.8919円 (8,919円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ＰＣＡインディア・エクイティ・オープン（新ファンド名：イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド）」の投資証券および「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）」の受益証券を主要投資対象としております。
これらの外国投資法人および投資信託の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「ＰＣＡインディア・エクイティ・オープン（新ファンド名：イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド）」は、モーリシャス籍の外国投資法人です。同外国投資法人は、平成23年8月31日に計算期間が終了し、モーリシャスにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けております。
下記の貸借対照表、損益計算書および有価証券明細表は、現地で作成された財務諸表の一部を翻訳したものです。
「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）」は、国内籍の投資信託です。同投資信託は平成24年2月27日に計算期間が終了し、国内において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けております。
平成24年２月14日をもって、同外国投資法人の名称を「ＰＣＡインディア・エクイティ・オープン」から「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」に、同投資信託の名称を「ＰＣＡ国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）」から「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）」に変更いたしました。

●ＰＣＡインディア・エクイティ・オープン（新ファンド名：イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド）の内容
① 貸借対照表

	平成23年8月31日現在
	金 額 （米ドル）
資産	
投資有価証券	1,190,850,832
未収入金及び前払費用	8,231,096
預金	35,971,242
証拠金	7,275
	1,235,060,445
負債	
未払金及び未払費用	7,286,731
未払税額	357,776
	7,644,507
普通株式	20
負債及び普通株式合計	7,644,527
純資産	1,227,415,918

② 損益計算書

	平成23年8月31日に終了する会計期間
	金 額 （米ドル）
営業収益	
受取利息	127
受取配当金	20,434,316
	20,434,443
一般管理費	
保管費用	830,188
運用報酬	4,496,734
約定費用	34,800
監査報酬	28,865
専門家報酬	20,390
銀行費用	30,812
管理手数料	316,105
免許・登録費用	5,000
その他費用	1,585
計算事務費用	446,972
銀行手数料	4,122
支払税	14,956
	6,230,529
実現益及び投資資産の評価に係る未実現利益	
有価証券の売買に係る実現純利益	126,634,023
派生商品の売買に係る実現純利益	427,273
外国為替取引に係る実現純利益／（損失）	(498,459)
外国為替取引に係る未実現純利益	2,038,015
投資有価証券の再評価に係る未実現純利益／（損失）	(288,116,044)
派生商品に係る未実現純利益	232,902
	(159,282,290)
税引前純資産の増減額	(145,078,376)
支払税額	(631,126)
純資産の増減額	(145,709,502)

③ 有価証券明細表（平成23年8月31日現在）

銘　柄	株 数	取得金額（米ドル）	評価金額（米ドル）	対純資産比率（%）
株式				
Ashok Leyland Ltd	50,699,946	36,563,379	27,377,491	2.23
Bank of Baroda	3,072,151	47,181,467	49,153,798	4.00
Bharat Petrol	779,542	11,899,092	11,427,351	0.93
Cairn India Limited	7,180,747	37,358,623	43,542,301	3.55
Colgate Palmolive (India) Ltd	425,157	5,514,178	8,786,429	0.72
DLF Limited	808,493	3,396,219	3,456,613	0.28
Dr Reddy’s Laboratories Limited	1,794,336	38,170,856	58,330,418	4.75
Gail (India) Ltd	2,721,146	13,919,587	24,278,984	1.98
HCL Technologies	2,365,082	26,502,171	21,120,049	1.72
HDFC Bank Limited	6,831,772	46,366,122	70,063,057	5.71
Hindalco Industries	15,020,684	44,049,002	49,155,759	4.00
Hindustan Zinc Ltd	12,393,601	23,336,777	35,024,149	2.85
Housing Development Finance Corporation	4,303,453	66,013,152	61,967,074	5.05
ICICI Bank Ltd	5,943,443	123,712,274	112,781,125	9.19
Idea Cellular Limited	16,344,825	28,683,563	35,499,546	2.89
Infosys Technologies Limited	1,622,049	74,754,213	82,582,251	6.73
ITC Ltd	12,594,503	25,271,059	54,735,710	4.46
Larsen & Toubro Ltd	920,705	29,896,815	32,190,133	2.62
LIC Housing Finance Ltd	8,044,132	32,822,105	36,996,206	3.01
Mahindra and Mahindra Financial Services Limited	2,445,453	32,118,302	32,811,104	2.67
Mphasis Ltd	2,566,933	33,950,694	19,740,349	1.61
Oberoi Realty Ltd	2,302,096	13,016,042	11,210,501	0.91
Oil India Ltd	986,911	25,124,196	27,921,068	2.27
Onmobile Global Limited	753,726	3,009,088	1,024,473	0.08
Ranbaxy Laboratories Ltd	3,822,544	38,795,578	39,239,377	3.20
Reliance Industries Limited	4,718,445	95,805,975	80,241,394	6.54
Shoppers Stop Limited	2,298,099	17,561,581	19,942,617	1.62
Sobha Developers Limited	2,827,016	21,495,681	13,739,056	1.12
Sun TV Network Limited	3,070,576	18,652,456	20,107,162	1.64
TATA Consultancy Services	723,546	18,819,418	16,389,295	1.34
Tata Motors DVR	3,880,815	43,528,862	36,232,432	2.95
Tata Motors Ltd	732,613	13,708,932	11,817,179	0.96
Voltas Ltd	5,264,130	22,940,288	13,269,188	1.08
Wipro Ltd	3,939,226	26,004,584	28,697,193	2.34
合計		1,139,942,331	1,190,850,832	97.00

●イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）の内容

① 貸借対照表

区　別	注記番号	第10期 (平成24年2月27日現在) 金　額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		1,996,009
国債証券		3,013,228,160
未収利息		14,173,572
前払費用		161,943
流動資産合計		3,029,559,684
資産合計		3,029,559,684
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		820,046
未払委託者報酬		2,460,090
その他未払費用		315,000
流動負債合計		3,595,136
負債合計		3,595,136
純資産の部		
元本等		
元本		2,862,450,698
剰余金		
期末剰余金又は欠損金(△)		163,513,850
(うち分配準備積立金)		(178,496,658)
剰余金合計		163,513,850
元本等合計		3,025,964,548
純資産合計		3,025,964,548
負債・純資産合計		3,029,559,684

② 損益及び剰余金計算書

区　分	注記番号	第10期 自 平成23年2月26日 至 平成24年2月27日 金　額(円)
営業収益		
受取利息		43,445,284
有価証券売買等損益		24,094,280
営業収益合計		67,539,564
営業費用		
受託者報酬		1,626,897
委託者報酬		4,880,567
その他費用		315,000
営業費用合計		6,822,464
営業利益金額		60,717,100
経常利益金額		60,717,100
当期純利益金額		60,717,100
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		6,213,735
期首剰余金又は欠損金(△)		108,231,316
剰余金増加額		14,362,210
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）		(14,362,210)
剰余金減少額		13,583,041
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）		(13,583,041)
分配金		—
期末剰余金又は欠損金(△)		163,513,850

③ 有価証券明細表（平成24年2月27日現在）

種 類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第299回利付国債（２年）	20,000,000	20,015,000	
	第67回利付国債（５年）	100,000,000	100,664,000	
	第70回利付国債（５年）	143,000,000	144,043,900	
	第238回利付国債（10年）	45,000,000	45,030,150	
	第245回利付国債（10年）	100,000,000	100,639,000	
	第246回利付国債（10年）	35,000,000	35,195,650	
	第254回利付国債（10年）	170,000,000	173,418,700	
	第257回利付国債（10年）	200,000,000	204,324,000	
	第258回利付国債（10年）	100,000,000	102,457,000	
	第274回利付国債（10年）	50,000,000	52,425,000	
	第277回利付国債（10年）	92,000,000	97,020,440	
	第280回利付国債（10年）	255,000,000	272,857,650	
	第284回利付国債（10年）	100,000,000	106,657,000	
	第285回利付国債（10年）	80,000,000	85,509,600	
	第288回利付国債（10年）	100,000,000	107,240,000	
	第295回利付国債（10年）	30,000,000	31,901,400	
	第298回利付国債（10年）	100,000,000	105,057,000	
	第299回利付国債（10年）	50,000,000	52,492,000	
	第300回利付国債（10年）	130,000,000	138,290,100	
	第301回利付国債（10年）	25,000,000	26,602,250	
	第302回利付国債（10年）	120,000,000	126,849,600	
	第303回利付国債（10年）	30,000,000	31,689,000	
	第304回利付国債（10年）	50,000,000	52,435,000	
	第305回利付国債（10年）	7,000,000	7,329,770	
	第306回利付国債（10年）	20,000,000	21,059,000	
	第307回利付国債（10年）	35,000,000	36,586,550	
	第308回利付国債（10年）	55,000,000	57,364,450	
	第310回利付国債（10年）	25,000,000	25,410,500	
	第311回利付国債（10年）	67,000,000	67,000,000	
	第312回利付国債（10年）	50,000,000	51,539,000	
	第315回利付国債（10年）	60,000,000	61,545,000	
	第319回利付国債（10年）	100,000,000	101,209,000	
	第30回利付国債（20年）	25,000,000	28,106,750	
	第31回利付国債（20年）	50,000,000	56,568,000	
	第32回利付国債（20年）	40,000,000	45,576,000	
	第41回利付国債（20年）	120,000,000	127,609,200	
	第44回利付国債（20年）	50,000,000	56,925,000	
	第45回利付国債（20年）	50,000,000	56,586,500	
合 計			3,013,228,160	

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

原届出書の第二部 ファンド情報 第３ ファンドの経理状況 ２ ファンドの現況につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

	(平成24年４月27日現在)
Ⅰ 資産総額	79,303,761,803円
Ⅱ 負債総額	322,161,308円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	78,981,600,495円
Ⅳ 発行済口数	91,674,147,642口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8615円

第三部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】
１【委託会社等の概況】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。
＜更新・訂正後＞

(1) 資本金の額等（平成24年4月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（平成24年4月末日現在）

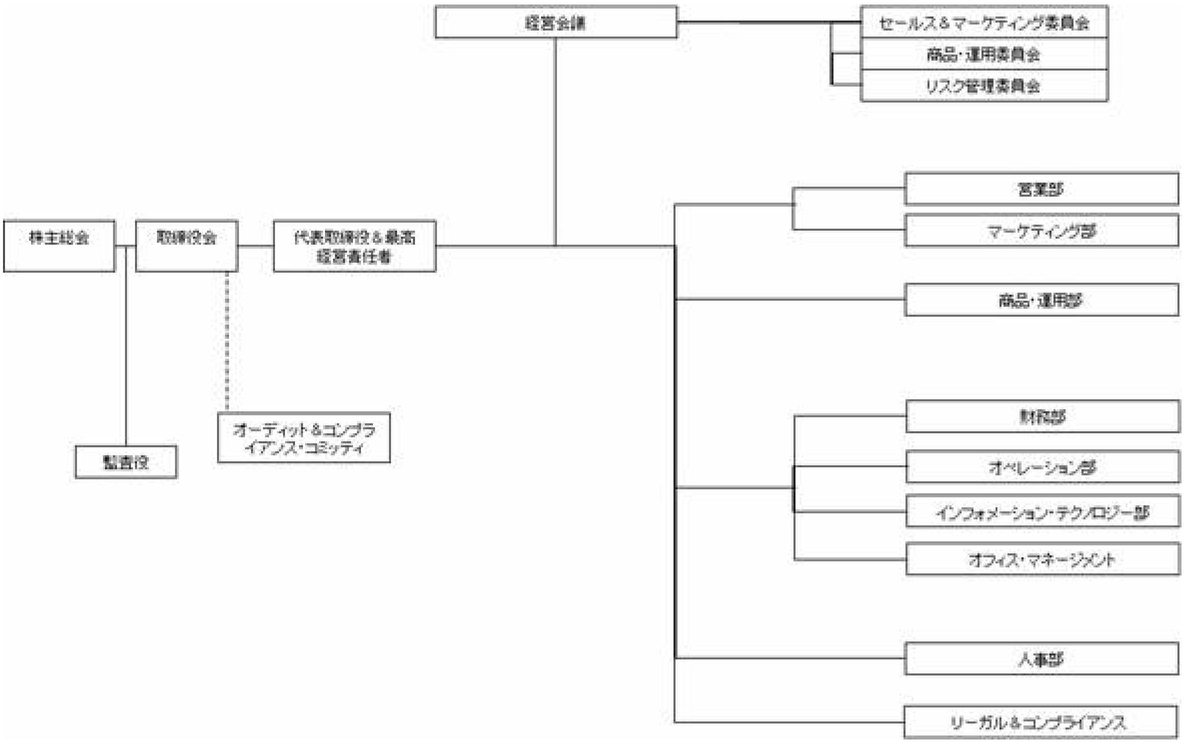

・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査役の全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。商品・運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、商品・運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

商品・運用部から独立したリーガル＆コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を商品・運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。
＜更新・訂正後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成24年4月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
公募投資信託（追加型株式投資信託）	16	325,572 百万円
私募投資信託	7	307,971 百万円
合計	23	633,544 百万円

３【委託会社等の経理状況】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。
＜更新・訂正後＞

１．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等規則の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受け、第12期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。
なお、従来から委託会社の監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。
委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		第11期 （平成22年3月31日）		第12期 （平成23年3月31日）
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		2,235,021		2,230,216
前払費用		26,853		12,741
未収委託者報酬		853,769		1,612,187
未収入金		8,388		16,855
繰延税金資産		71,898		115,632
流動資産合計		3,195,930		3,987,633
固定資産				
有形固定資産	※1		※1	
建物		-		102,827
器具備品		16,141		41,478
リース資産		23,994		18,880
有形固定資産合計		40,135		163,186
無形固定資産	※2		※2	
ソフトウェア		1,221		1,551
電話加入権		288		288
無形固定資産合計		1,509		1,839
投資その他の資産				
長期差入保証金		190,111		100,761
繰延税金資産		48,991		33,993
その他		17,800		16,889
投資その他の資産合計		256,902		151,643
固定資産合計		298,547		316,669
資産合計		3,494,477		4,304,302
負債の部				
流動負債				
未払金				
未払手数料		620,168		1,103,685
関係会社未払金		4,049		63,719
その他未払金		31,149		41,569
未払費用		86,249		99,510
未払法人税等		240,651		320,725
預り金		50,557		78,227
賞与引当金		135,197		157,922
未払消費税等		14,748		31,382
リース債務		7,700		7,466
流動負債合計		1,190,471		1,904,209
固定負債				
退職給付引当金		122,310		83,541
リース債務		16,672		11,930
固定負債合計		138,982		95,471
負債合計		1,329,454		1,999,681
純資産の部				
株主資本				
資本金		649,500		649,500
資本剰余金				
資本準備金		616,875		616,875
資本剰余金合計		616,875		616,875
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		898,648		1,038,246
利益剰余金合計		898,648		1,038,246
株主資本合計		2,165,023		2,304,621
純資産合計		2,165,023		2,304,621
負債・純資産合計		3,494,477		4,304,302

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第11期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第12期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	7,035,335	7,509,795
営業収益合計	7,035,335	7,509,795
営業費用		
支払手数料	3,287,539	3,267,857
広告宣伝費	219,538	335,826
調査費	185,355	213,317
委託調査費	949,843	1,225,529
委託計算費	49,885	49,294
通信費	8,723	14,989
諸会費	6,867	7,166
営業費用合計	4,707,753	5,113,981
一般管理費		
役員報酬	144,064	245,563
給料・手当	536,347	488,617
賞与	172,599	84,770
交際費	13,157	11,123
旅費交通費	33,751	49,312
租税公課	15,012	15,939
不動産賃借料	130,157	123,935
退職給付費用	81,242	63,321
固定資産減価償却費	82,873	22,762
採用費	3,423	26,876
専門家報酬	18,414	24,352
業務委託費	23,949	25,607
敷金の償却	-	6,259
諸経費	37,293	30,769
一般管理費合計	1,292,288	1,219,210
営業利益	1,035,293	1,176,603
営業外収益		
受取利息	281	172
受取配当金	527	480
為替差益	11,785	9,626
雑収入	-	683
営業外収益合計	12,594	10,963
営業外費用		
雑損失	8,625	6,336
営業外費用合計	8,625	6,336
経常利益	1,039,263	1,181,230
特別損失		
固定資産除却損	1,324	1,005
事務所移転費	30,697	9,840
特別損失合計	32,022	10,846
税引前当期純利益	1,007,241	1,170,384
法人税、住民税及び事業税	497,823	559,521
法人税等調整額	55,016	28,735
法人税等合計	442,807	530,786
当期純利益	564,433	639,598

(3)【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第11期 （自　平成21年4月1日 至　平成22年3月31日）	第12期 （自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	649,500	649,500
当期末残高	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	616,875	616,875
当期末残高	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	834,214	898,648
当期変動額		
剰余金の配当	△ 500,000	△ 500,000
当期純利益	564,433	639,598
当期変動額合計	64,433	139,598
当期末残高	898,648	1,038,246
株主資本合計		
前期末残高	2,100,589	2,165,023
当期変動額		
剰余金の配当	△ 500,000	△ 500,000
当期純利益	564,433	639,598
当期変動額合計	64,433	139,598
当期末残高	2,165,023	2,304,621
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△ 210	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）	210	-
当期変動額合計	210	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	2,100,378	2,165,023
当期変動額		
剰余金の配当	△ 500,000	△ 500,000
当期純利益	564,433	639,598
株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）	210	-
当期変動額合計	64,644	139,598
当期末残高	2,165,023	2,304,621

重要な会計方針

期　別 項　目	第11期 （自　平成21年4月 1日 至　平成22年3月31日）	第12期 （自　平成22年4月 1日 至　平成23年3月31日）
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)　満期保有目的債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 (2)　その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）を採用しております。 なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	――――――――――――
2.　固定資産の減価償却の方法	(1)　有形固定資産(リース資産を除く) ①　平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 ②　平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品　　3年～ 6年 (2)　無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3)　リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(1)　有形固定資産(リース資産を除く) ①　平成19年3月31日以前に取得したもの 同左 ②　平成19年4月1日以降に取得したもの 同左 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建　物　　10年～18年 器具備品　　3年～ 8年 (2)　無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3)　リース資産 同左
3.　引当金の計上基準	(1)　貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 但し、当期の計上額はありません。 (2)　賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3)　退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。	(1)　貸倒引当金 同左 (2)　賞与引当金 同左 (3)　退職給付引当金 同左
4.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第11期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	第12期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
―――――――	当期より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴い、長期差入保証金に計上している賃借契約に係る預託金が、6,259千円減少しております。また、営業利益、経常利益はそれぞれ6,259千円減少し、税引前当期純利益は6,259千円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第11期 （平成22年3月31日現在）	第12期 （平成23年3月31日現在）
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 17,191 千円 リース資産 8,597 千円 ※2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 1,145 千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建 物 6,726 千円 器具備品 24,566 千円 リース資産 12,628 千円 ※2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 1,586 千円

（株主資本等変動計算書関係）

第11期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月23日定時株主総会	普通株式	500	利益剰余金	21,682	平成21年3月31日	平成21年6月24日

第12期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月23日定時株主総会	普通株式	500	利益剰余金	21,682	平成22年3月31日	平成22年6月24日

（リース取引関係）

第11期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	第12期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1. ファイナンスリース取引 所有権移転外ファイナンスリース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 主として、コピー機(器具備品)であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 2．オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 61,693千円 1年超 173,513千円 合計 235,206千円	1. ファイナンスリース取引 所有権移転外ファイナンスリース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左 2．オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 92,540千円 1年超 80,972千円 合計 173,513千円

（金融商品関係）

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容およびリスク
営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。
長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。
また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制
当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。
また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
①　現金及び預金	2,230,216	2,230,216	-
②　未収委託者報酬	1,612,187	1,612,187	-
③　長期差入保証金	100,761	100,761	-
④　未払金	(1,208,974)	(1,208,974)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期差入保証金
これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
①　現金及び預金	2,230,216	-	-	-
②　未収委託者報酬	1,612,187	-	-	-
③　長期差入保証金	14,480	86,281	-	-
合計	3,856,884	86,281	-	-

(有価証券関係)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

第11期 （自　平成21年4月 1日 至　平成22年3月31日）	第12期 （自　平成22年4月 1日 至　平成23年3月31日）
1．採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。	1．採用している退職金制度の概要 同左
2．退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日現在) 退職給付債務及び退職給付引当金　122,310千円	2．退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日現在) 退職給付債務及び退職給付引当金　83,541千円
3．退職給付費用に関する事項 （自平成21年4月1日至平成22年3月31日） 退職給付費用　81,242千円	3．退職給付費用に関する事項 （自平成22年4月1日至平成23年3月31日） 退職給付費用　63,321千円

（税効果会計関係）

（単位：千円）

第11期 （平成22年3月31日）		第12期 （平成23年3月31日）	
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
（繰延税金資産）		（繰延税金資産）	
賞与引当金損金算入限度超過額	55,012	賞与引当金損金算入限度超過額	64,258
退職給付引当金損金算入限度超過額	47,557	退職給付引当金損金算入限度超過額	33,993
未払費用否認額	4,357	未払費用否認額	16,914
未払事業税	8,255	未払事業税	24,831
その他	5,709	その他	9,626
繰延税金資産合計	120,890	繰延税金資産合計	149,625
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率	40.69%
（調整）		（調整）	
住民税均等割	0.23%	住民税均等割	0.20%
交際費等永久差異	0.53%	交際費等永久差異	0.39%
役員給与永久差異	2.50%	役員給与永久差異	4.80%
その他	0.01%	その他	△0.72%
税効果会計適用後の法人税の負担率	43.96%	税効果会計適用後の法人税の負担率	45.35%

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第11期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエムアメリカ	米国イリノイ州	1千米ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任なし	委託調査費の支払(注1)	542,801	未払手数料	140,715
同一の親会社をもつ会社	M&Gインベストメント・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン市	9.4百万英ポンド	投資運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任なし	委託調査費の支払(注1)	16,733	未払手数料	9,511
同一の親会社をもつ会社	プルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万シンガポールドル	投資運用業	なし	調査業務の委託 システム情報関係契約 役員の兼任なし	委託調査費の支払(注1)	390,308	未払手数料	39,426
				その他サービス業			情報関連費の支払	8,455	関係会社未払金	4,049
同一の親会社をもつ会社	プルーデンシャル・ファンド・マネジメント・サービス・プライベート・リミテッド	シンガポール	10百万シンガポールドル	その他サービス業	なし	システム情報関係契約 役員の兼任なし	情報関連費の支払	11,935	未払手数料	-

<u>取引条件及び取引条件の決定方針等</u>
(注1) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されています。
(注2) プルーデンシャル・ファンド・マネジメント・サービス・プライベート・リミテッドは、2010年1月1日付で兄弟会社であるプルーデンシャル・ アセット・マネジメント（シンガポール)リミテッドに吸収合併されております。

2．親会社に関する注記
プルーデンシャル・ コーポレーション・ホールディングス・リミテッド(非上場)

第12期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエムアメリカ	米国イリノイ州	1千米ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任なし	委託調査費の支払(注)	483,574	未払金	108,112
同一の親会社をもつ会社	M&Gインベストメント・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン市	9.4百万英ポンド	投資運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任なし	委託調査費の支払(注)	14,548	未払金	10,808
同一の親会社をもつ会社	プルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万シンガポールドル	投資運用業	なし	調査業務の委託 システム情報関係契約 役員の兼任なし	委託調査費の支払(注)	726,406	未払金	128,327
							情報関連費の支払	51,887	未払金	35,277

<u>取引条件及び取引条件の決定方針等</u>
(注) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2．親会社に関する注記
プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（非上場）

(1株当たり情報)

第11期 （自　平成21年4月　1日 至　平成22年3月31日）		第12期 （自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日）	
1株当たり純資産額	93,886円52銭	1株当たり純資産額	99,940円22銭
1株当たり当期純利益	24,476円75銭	1株当たり当期純利益	27,736円26銭

（注）　1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
　　　　2．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	第11期 （自　平成21年4月　1日 至　平成22年3月31日）	第12期 （自　平成22年4月　1日 至　平成23年3月31日）
当期純利益（千円）	564,433	639,598
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益（千円）	564,433	639,598
普通株式の期中平均株式数（株）	23,060	23,060

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。
なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。
当事業年度において、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は、6,259千円であります。
また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外にはありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第11期（自平成21年４月１日至平成22年３月31日）及び第12期（自平成22年４月１日至平成23年３月31日）

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

第11期（自平成21年４月１日至平成22年３月31日）

（単位　千円）

外部顧客への売上高	7,035,335

第12期（自平成22年４月１日至平成23年３月31日）

（単位　千円）

外部顧客への売上高	7,509,795

2．地域ごとの情報

第11期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第12期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

第11期および第12期の財務諸表に対する注記事項（関連当事者情報）に記載されている関連当事者および親会社に関して以下に記載した情報は監査対象外であります。

※ プルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド、プルーデンシャル・ファンド・マネジメント・サービス・プライベート・リミテッドおよびプルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッドは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国プルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。最終親会社は160年以上の歴史を有し、イギリス、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。資産運用事業はアジアでは10のマーケットに及び、最終親会社の運用資産は2010年12月31日現在約3,400億ポンド（約43兆円、1ポンド＝125.95円）に上ります。なお、最終親会社および上記グループ会社は、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

次へ

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末（平成23年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,877,490
前払費用		36,841
未収委託者報酬		1,450,951
未収入金		16,438
繰延税金資産		158,680
流動資産計		3,540,402
固定資産		
有形固定資産		
建物		99,551
器具備品		46,047
リース資産		20,383
有形固定資産計	※1	165,983
無形固定資産		
ソフトウェア		1,317
電話加入権		288
無形固定資産計	※2	1,605
投資その他の資産		
長期差入保証金		100,996
繰延税金資産		33,478
その他		16,889
投資その他の資産計		151,364
固定資産計		318,953
資産合計		3,859,355
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		996,555
関係会社未払金		50,714
その他未払金		30,711
未払費用		49,323
預り金		1,361
未払法人税等		286,972
賞与引当金		279,285
リース債務		6,725
未払消費税等	※3	20,129
流動負債計		1,721,779
固定負債		
退職給付引当金		77,733
リース債務		14,976
固定負債計		92,710
負債合計		1,814,489
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		778,490
利益剰余金計		778,490
株主資本計		2,044,865
純資産合計		2,044,865

負債・純資産合計	**3,859,355**

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自 平成23年４月 1日 至 平成23年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		3,354,318
営業収益計		3,354,318
営業費用		2,217,743
一般管理費	※1	601,503
営業利益		535,072
営業外収益		
受取配当金		616
為替差益		35,860
雑収入		4,553
営業外収益計		41,030
経常利益		576,102
特別損失		
固定資産除却損		50
事務所移転費		4,624
特別損失計		4,674
税引前中間純利益		571,428
法人税、住民税及び事業税		273,718
法人税等調整額		△ 42,533
法人税等合計		231,184
中間純利益		340,244

(3) 中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 平成23年４月 1日 至 平成23年９月30日）
株主資本	
資本金	
当期首残高	649,500
当中間期末残高	649,500
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	616,875
当中間期末残高	616,875
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,038,246
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 600,000
中間純利益	340,244
当中間期変動額合計	△ 259,756
当中間期末残高	778,490
株主資本合計	
当期首残高	2,304,621
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 600,000
中間純利益	340,244
当中間期変動額合計	△ 259,756
当中間期末残高	2,044,865
純資産合計	
当期首残高	2,304,621
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 600,000
中間純利益	340,244
当中間期変動額合計	△ 259,756
当中間期末残高	2,044,865

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期別 項目	当中間会計期間 （自　平成23年4月 1日 至　平成23年9月30日）
1.　固定資産の減価償却の方法	(1)　有形固定資産(リース資産を除く) ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物　　　10年～18年 器具備品　　3年～ 8年 (2)　無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3)　リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
2.　引当金の計上基準	(1)　貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 但し、当中間期の計上額はありません。 (2)　賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間期負担額を計上しております。 (3)　退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程に基づく当中間期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。
3.　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)　消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。この変更による損益に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
※1　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建 物　10,134 千円 器具備品　29,341 千円 リース資産　5,356 千円 ※2　無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア　1,820 千円 ※3　消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
※1　減価償却実施額 有形固定資産　11,708 千円 無形固定資産　233 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)
1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	23,060	―	―	23,060

2.配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	600	26,019	平成23年3月31日	平成23年7月1日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

１．　ファイナンス・リース取引

(1)　所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容
有形固定資産
主として､コピー機(器具備品)であります｡
②　リース資産の減価償却の方法
中間財務諸表作成の基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります｡

２．　オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	92,540千円
1年超	34,702千円
合計	127,243千円

（金融商品関係）

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	1,877,490	1,877,490	-
② 未収委託者報酬	1,450,951	1,450,951	-
③ 長期差入保証金	100,996	100,996	-
④ 未払金	(1,077,980)	(1,077,980)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

項　　目	当中間会計期間 （自　平成23年4月 1日 至　平成23年9月30日）
1株当たり純資産額	88,675円87銭
1株当たり中間純利益金額	14,754円73銭

(注)　1.　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.　１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当中間会計期間 （自　平成23年4月 1日 至　平成23年9月30日）		
中間純利益	340,244	千円
普通株主に帰属しない金額	－	千円
普通株式に係る中間純利益	340,244	千円
期中平均株式数	23,060	株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りに当たり、使用見込期間は入居から10年間を採用しております。
当中間会計期間において、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は、8,718千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報
当中間会計期間（自　平成23年4月1日　至　平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは、「金融商品取引業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報
当中間会計期間（自　平成23年4月1日　至　平成23年9月30日）

1.製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬
外部顧客への売上高	3,354,318

2.地域ごとの情報
（1）売上高
本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。
（2）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

(1) 受託会社

名称　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額　324,279百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容　銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社＞

名称　日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額　10,000百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容　銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名　称	資本金の額 （平成24年3月末日現在）	事業の内容

藍澤証券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
かざか証券株式会社	3,000百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
ニュース証券株式会社	877百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
八十二証券株式会社	800百万円	
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,207百万円	
二浪証券株式会社	100百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
三木証券株式会社	500百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三津井証券株式会社	558百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
ＰＷＭ日本証券株式会社	3,000百万円	
西日本シティＴＴ証券株式会社	1,575百万円	
髙木証券株式会社	11,069百万円	
西村証券株式会社	500百万円	

株式会社足利銀行	135,000百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250百万円	
楽天銀行株式会社	25,954百万円	
スタンダードチャータード銀行	12,055百万米ドル	
株式会社香川銀行	12,014百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
株式会社第四銀行	32,776百万円	
株式会社東京スター銀行	26,000百万円	
株式会社東邦銀行	23,519百万円	
株式会社徳島銀行	11,036百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社肥後銀行	18,128百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	
株式会社山形銀行	12,008百万円	
株式会社琉球銀行	54,127百万円	
株式会社池田泉州銀行	50,710百万円	
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,711,958百万円	
株式会社大分銀行	19,598百万円	
株式会社京葉銀行	49,759百万円	
三井住友信託銀行株式会社	342,000百万円＊2	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社＊1	139,595百万円	保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。

＊1 一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等のみを行います。
＊2 平成24年4月1日現在

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　平 栗 郁 朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年５月16日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
（旧会社名　ＰＣＡアセット・マネジメント株式会社）
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インド株式オープン（旧ファンド名　ＰＣＡインド株式オープン）の平成23年10月１日から平成24年３月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インド株式オープン（旧ファンド名　ＰＣＡインド株式オープン）の平成24年３月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年10月１日から平成24年３月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社（旧会社名　ＰＣＡアセット・マネジメント株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成23年6月22日

ＰＣＡアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 平 栗 郁 朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＰＣＡアセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＰＣＡアセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月12日

ＰＣＡアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平栗 郁朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＰＣＡアセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公平妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＰＣＡアセット・マネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

前へ